

(別記様式第2号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名 印

農村環境計画策定事業 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙4第7の1の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表（別記様式第1号のとおり）

〔2. 事業採択申請書（別記様式第3号のとおり）〕

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

注1：〔 〕は、農村環境計画を市町村長が策定する場合に添付する。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

市町村長名 印

農村環境計画策定 採択申請書

下記のとおり令和〇〇年度新規事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）別紙4第7の2の規定に基づき、次に掲げる資料を添えて申請します。

記

1. 農村環境計画地区概要表

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

農村環境計画策定事業 採択通知書

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった地区について、下記のとおり農村環境計画策定実施地区として採択したので通知する。

記

事業名	都道府 県 名	地区名	所在地	受益面積	総事業費	備考
農村環境計画				ha	百万円	

別紙5（農業基盤整備促進事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の5に掲げる農業基盤整備促進事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

本事業の事業内容は、別表1の事業種類の欄に掲げる区分に応じて定めるものとする。

第3 事業実施主体

1 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県
- (2) 市町村
- (3) 農業者等の組織する団体（この別紙において「農業者団体」という。）

2 1の(3)の農業者団体とは、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区連合、農地中間管理機構、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により数人共同して土地改良事業を行う者又は多面的機能支払交付金実施要綱（平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知）別紙5に規定する広域活動組織とする。

3 別表1の区分2の事業については、事業実施主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業実施主体は、農業者による施工（以下「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

第4 計画の作成

1 事業実施主体は、次に掲げる事項を記載した農業基盤整備計画を地区ごとに作成するものとする。

- (1) 農業競争力強化に向けた取組方針
- (2) 事業実施期間
- (3) 基盤整備の概要
- (4) 基盤整備の計画
- (5) 農地防災事業の実施
- (6) 費用負担の方法
- (7) 施設の予定管理者及び予定管理方法
- (8) その他必要な事項

2 農業基盤整備計画は、別記様式第1号により作成するものとする。

3 1の「地区」の範囲は、同じ用水系統又は同じ排水系統にある水利施設の受益範囲、ブロックローテーションの取組範囲、市町村の定める農業振興地域整備計画の範囲、都道府県の定める農業振興地域整備基本方針の地域区分の範囲等によって設定するも

のとする。

- 4 農業者団体が事業実施主体となる場合は、都道府県及び関係市町村と調整の上、農業基盤整備計画を作成するものとする。

第5 採択要件

要綱第6の3の農村振興局長等が別に定める要件は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- 1 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。
- 2 1地区当たりの受益者数が農業者2者以上であること。
- 3 1地区当たりの受益面積が5ヘクタール以上であること。

第6 事業の申請等

- 1 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合の事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 市町村長又は農業者団体は、都道府県が指定する期日までに、第4により作成された農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定める場合を除き、事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに、地方農政局長等(北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。)に事業採択申請書等を提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに(1)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。

- 2 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、当該事業の採択を希望する年度の前年度の11月末日までに提出するものとする。

(1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であつて、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合

(2) 災害又は突発事故が発生した場合であつて、早急に事業を実施しようとする場合

(3) 農地中間管理事業と連携する場合((1)又は(2)の場合を除く。)

- 3 2の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は、2の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 4 2の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。

- 5 2の(3)の場合においては、事業採択申請書等の提出期限を1月末日とする。

- 6 農業基盤整備促進事業に係る事業採択申請書は別記様式第2号、事業採択通知書は別記様式第3号により作成するものとする。

第7 計画の変更

- 1 計画変更の申請については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業に係る農業基盤整備計画について、重要な変更が生じた場合には、変更内容を示した農業基盤整備計画を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業変更申請書を提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、1により提出された事業変更申請書を審査の上、適当であると認めるときは、都道府県知事（農村振興局長にあつては、北海道開発局長を經由して北海道知事）に事業変更通知書を交付するものとする。
- 3 都道府県知事は、2の事業変更通知書の交付を受けたときは、市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合、速やかに1の(2)による申請を行った市町村長又は農業者団体にその旨を通知するものとする。
- 4 事業変更申請書は別記様式第4号により、事業変更通知書は別記様式第5号により、それぞれ作成するものとする。
- 5 1の「重要な変更」とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 総事業費の20パーセント以上の変動
 - (2) 受益面積の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

第8 事業達成状況の報告

- 1 事業実施主体は、事業の完了後、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、事業達成状況報告書として提出するものとする。
- 2 1の事業達成状況の報告については、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
 - (2) 市町村又は農業者団体が事業実施主体となる場合
市町村長又は農業者団体は、要綱第7の2により採択された事業について、事業達成状況を取りまとめたとき、事業達成状況を都道府県知事に報告し、都道府県知事はこれを確認の上、地方農政局長等に事業達成状況報告書を提出するものとする。
- 3 「事業達成状況報告書」の取りまとめは、別記様式第1号により行うものとする。
- 4 2の(1)及び(2)の地方農政局長等への「報告」は、別記様式第6号によるものとする。

第9 助成

1 農業基盤整備促進事業に係る要綱第8の経費は、次に掲げる区分に応じ定める額を、補助事業者に助成するものとする。

(1) 別表1の定率助成に係るもの

事業費（本事業に要する費用のうち2に定める経費の総額）に別に定める補助率を乗じた額

(2) 別表1の定額助成に係るもの

事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）又は施工延長に助成単価を乗じた額の合計

2 定率助成について

1の(1)の助成対象となる経費は、次に該当するものとする。

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 船舶機械器具費

(5) 全体実施設計費

(6) 換地費

(7) 調査・調整費

(8) 経理管理・指導費

3 定額助成について

(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表2の事業内容等の欄に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

アイに掲げるもの以外のものにあつては、別表2の助成単価の欄の1に掲げるものイ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第2に定める人・農地プラン（人・農地要綱の人・農地問題解決加速化支援事業を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2の(1)に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知）第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、別表2の助成単価の欄の2に掲げるもの

(2) (1) のイの集約化とは、同一の農業者の経営等農用地であって、1ヘクタール（北海道にあつては3ヘクタール）以上のまとまりを有する農地となることをいう。なお、まとまりを有する農地とは、2つ以上の農地であつて、一連の作業を継続するに支障のないものとして、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 2つ以上の農地が畦畔で接続しているもの

イ 2つ以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの

ウ 2つ以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障がないもの

エ 段状をなしている2つ以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの

オ 2つ以上の農地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの

カ その他、本事業の趣旨に照らして適当であると認めるもの

(3) (2) の経営等農用地とは、所有権若しくは利用権（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第4条第4項第1号の利用権をいう。）等の権原に基づき、又は農作業受託（基幹ほ場3作業の受託を行っているものをいう。）により集積された農地をいう。

(4) (3) の基幹ほ場3作業とは、稲作にあつては次に掲げる作業のうち農業者が主なものとして選択する3つの作業とし、畑作にあつてはア、ウ又はエのうち農業者が主なものとして選択する2つの作業とする。ただし、特別な栽培手法による場合にあつては、次に掲げる作業に準ずるものとする。

ア 耕起

イ 代かき

ウ 田植え又は播種

エ 収穫

第10 その他

- 1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあつては、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。
- 2 本事業の実施に当たっては、農地地図情報の利活用を図ること等により、本事業の効率的かつ効果的な推進に努めるものとする。
- 3 本事業で整備された暗渠排水のうち、地域排水型暗渠排水（農地周辺の宅地等への洪水被害防止等地域排水機能を発揮する暗渠排水をいう。）であつて、市町村又は土地改良区その他公共的団体が所有するとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画（都道府県又は市町村が策定するこれに準ずる計画を含む。）に位置付けられているものは、地方財政法（昭和22年法律第67号）第5条第5号に掲げる公共施設に当たる。
- 4 市町村又は農業者団体が事業実施主体である場合には、都道府県知事は、市町村又は農業者団体に対し、本事業の適正かつ円滑な推進のために必要な情報交換、連携・調整及び技術的な助言・指導等を行うものとする。
- 5 事業の実施に当たって、事業実施主体は、農業者施工の活用等により可能な限り事業費の低減に努めるものとするとともに、契約の手續等の公正性及び透明性を図るも

のとする。

- 6 事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第7号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- 7 別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（7）に該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の者による一連の行為により受益地の10分の1以上（その受益地の面積が100ヘクタール超えるときは、受益地のうち10ヘクタール以上）の転用が行われた場合には、又は、別表1の定率助成に係るもののうち事業種類の欄の（4）に該当するもの及び別表1の定額助成に係るもののうち事業種類の欄の（1）から（4）までに該当するものについては、その整備の実施後8年を経過しない間に同一の主体による一連の行為により10アール以上の受益地が転用された場合には、次に掲げるときを除き、補助金の返還措置を講ずるものとする。

（1）土地収用法（昭和26年法律第219号）第26条第1項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）

に係る事業の用に供する場合

（2）益地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合

（3）上記のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあつては、農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

- 8 7により補助金の返還措置を講ずる場合の補助金の返還額の算定方法は、以下のとおりとする。

$$\text{補助金返還額} = A \times C / B$$

ただし、A：返還対象補助金の総額

B：受益地の総面積

C：転用受益地の面積

- 9 都道府県、市町村、土地改良区又は土地改良区連合以外の者が本事業により設置された発電施設により固定価格買取制度による売電を行う場合は、当該発電施設の整備に要する経費を助成対象としない。

- 10 事業実施主体は、事業達成状況報告書及び土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第13の規定による実績報告書に、農業者施工等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を把握した結果に基づき、事業費を適切に記載するものとする。

- 11 事業実施主体が都道府県及び市町村以外の場合であって、都道府県が別表 1 の区分 1 の事業種類の欄（8）の指導（以下「指導事業」という。）を実施していない場合又は 1 地区当たりの単年度の補助金交付額が 1 億円を超える場合には、事業実施主体は、土地改良区体制強化事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2429 号農林水産事務次官依命通知）第 3 の 1 の（4）に基づく会計指導員、監査法人又は公認会計士等による外部監査を受けるものとする。
- 12 農業者施工を行う場合には、事業実施主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に参加させる等の対応を行うものとする。

別表 1

区分	事業種類	事業内容
1. 定率助成	(1) 農業用排水施設	農業用排水（営農用水を含む。）施設の新設、廃止又は変更
	(2) 暗渠排水	暗渠の新設又は変更
	(3) 土層改良	客土、混層耕、除礫、心土破碎及び土壌改良
	(4) 区画整理	農用地の区画形質の変更
	(5) 農作業道等	農作業道・進入路等の新設、変更
	(6) 農用地の保全	(1)～(5)以外の農用地の改良又は保全のために必要な事業
	(7) 調査・調整	権利関係、農家意向、農地集積、基盤整備等に関する調査・調整活動
	(8) 指導	事業実施に関する技術的な指導・助言活動、施工実態の把握、外部監査等
2. 定額助成	(1) 田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(2) 田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、均平作業等による区画拡大
	(3) 畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(4) 畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	水路の変更（管水路化等）を伴って行う畦畔除去、勾配修正等による区画拡大
	(5) 暗渠排水	吸水渠（本暗渠管）の間隔が10m以下の暗渠排水の新設
	(6) 湧水処理	湧水処理のための暗渠管等の新設
	(7) 末端畑地かんがい施設	末端畑地かんがい施設の新設、廃止又は変更
	(8) 客土	耕土深15cm以下の農用地を対象に、層厚10cm以上の客土
	(9) 除礫	30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に、深度30cm以上の除礫

別表 2 (定額助成)

事業種類	事業内容等	助成単価		
		1. 通常の助成単価 (※1)	2. 集約化加算単価 (※1)	
(1) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。	12.5 万円/10a 【10.5 万円/10a】	15.0 万円/10a 【12.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	10.5 万円/10a 【8.5 万円/10a】	12.5 万円/10a 【10.0 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いは行わない場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	5.5 万円/10a 【4.0 万円/10a】	6.5 万円/10a 【4.5 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)。	3.0 万円/100m 【3.0 万円/100m】	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】
(2) 田の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場 2 枚を 60m×100m(60a)のほ場 1 枚へ区画拡大。	25.0 万円/10a 【19.5 万円/10a】	30.0 万円/10a 【23.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	23.0 万円/10a 【17.5 万円/10a】	27.5 万円/10a 【21.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いは行わない場合		17.5 万円/10a 【13.0 万円/10a】	21.0 万円/10a 【15.5 万円/10a】
(3) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴わな いもの)	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	12.5 万円/10a 【10.5 万円/10a】	15.0 万円/10a 【12.5 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	10.5 万円/10a 【8.5 万円/10a】	12.5 万円/10a 【10.0 万円/10a】
	畦畔で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いは行わない場合	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大 簡易整備工(ブルドーザ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	5.5 万円/10a 【4.0 万円/10a】	6.5 万円/10a 【4.5 万円/10a】
	畦畔撤去のみの場合	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大 畦畔除去(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)	3.0 万円/100m 【3.0 万円/100m】	3.5 万円/100m 【3.5 万円/100m】
(4) 畑の区画 拡大(水路の 変更を伴うも の)	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm を超える場合であって表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)の畑 2 枚を 60m×100m(60a)の畑 1 枚へ区画拡大	25.0 万円/10a 【19.5 万円/10a】	30.0 万円/10a 【23.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いを行う場合	ほ場整備整地工(ブルドーザ、バックホウ)、法面整形工(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ、雑物除去)、構造物撤去、管設置、	23.0 万円/10a 【17.5 万円/10a】	27.5 万円/10a 【21.0 万円/10a】
	水路で隣接するほ場の高低差が 10cm 以下の場合であって表土扱いは行わない場合		17.5 万円/10a 【13.0 万円/10a】	21.0 万円/10a 【15.5 万円/10a】

事業種類		事業内容等	助成単価	
			1. 通常の助成単価	2. 集約化加算単価
(5) 暗渠排水	バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/10a 【11.5万円/10a】	18.0万円/10a 【13.5万円/10a】
	バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.5万円/10a 【10.5万円/10a】	17.0万円/10a 【12.5万円/10a】
	トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削(トレンチャ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	10.0万円/10a 【8.5万円/10a】	12.0万円/10a 【10.0万円/10a】
	掘削同時埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	30m×100m(30a)のほ場の長辺方向に本暗渠管(管径50mm～60mm)を3本埋設 掘削・暗渠排水管布設・被覆材投入(同時埋設)、資材小運搬、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	7.5万円/10a 【5.5万円/10a】	9.0万円/10a 【6.5万円/10a】
(6) 湧水処理	表土扱いを行う場合	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 表土はぎ取り等(ブルドーザ)、掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	15.0万円/100m 【11.0万円/100m】	18.0万円/100m 【13.0万円/100m】
	表土扱いを行わない場合	本暗渠管(管径50mm～60mm)設置 掘削(バックホウ)、資材小運搬、暗渠排水管布設、被覆材投入、水甲布設(バックホウ)、埋戻(バックホウ)、耕地復旧(トラクタ)	14.0万円/100m 【10.0万円/100m】	16.5万円/100m 【12.0万円/100m】
(7) 末端畑地かんがい施設	樹園地の場合		24.5万円/10a 【17.5万円/10a】	29.0万円/10a 【21.0万円/10a】
	樹園地以外の畑地の場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、散水設備、埋戻(バックホウ)	15.5万円/10a 【11.0万円/10a】	18.5万円/10a 【13.0万円/10a】
	ほ場外からの接続管		5.0万円/10m 【4.0万円/10m】	5.0万円/10m 【4.0万円/10m】
	給水栓設置のみの場合	掘削(バックホウ)、管布設(人力)、給水栓設置(人力)、埋戻(バックホウ)	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】	1.5万円/箇所 【1.0万円/箇所】
(8) 客土	客土材運搬(バックホウ、ダンプトラック)、客土材散布・整地(ブルドーザ、バックホウ)	11.5万円/10a 【6.5万円/10a】	13.5万円/10a 【7.5万円/10a】	
(9) 除礫	除礫(ストーンローダ、バックホウ、ダンプトラック)、整地(ブルドーザ)	20.0万円/10a 【14.5万円/10a】	24.0万円/10m 【17.0万円/10m】	

注) 事業内容等に記載している内容は、助成単価を構成する想定施工内容を示すものであり、施工を限定するものではない。また、一部を農業者施工により行うことを想定している。

※1 施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

※2 助成額は、受益面積のうち1アール未満又は施工延長のうち10メートル未満を、一筆の農地ごとに切り捨てて算出するものとする。また、定額助成の事業種類の欄(10)にあつては、施工延長のうち10メートル未満を切り捨てて算出するものとする。

※3 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成単価を減算するものとする。

ア (1) から (4) までについては、受益面積10アール当たり2万円(施工延長100メートル当たり1万円)を減算

イ (5) については、受益面積10アール当たり1万5千円を減算

ウ (6) については、施工延長100メートル当たり1万円を減算

※4 (5) については、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり2万5千円を加算するものとする。

※5 (5) 及び(6) について、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が 65mm 以上の場合には、受益面積 10 アール当たり ((6) にあつては施工延長 100 メートル当たり) 1 万 5 千円を加算するものとする。

※6 (5) について、外注(有償) により実施設計を行う場合には、受益面積 10 アール当たり 1 万 5 千円を加算するものとする。

※7 (5) については、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管) の間隔(L) が 10 メートル以上となる場合には、下式により受益面積(A) を割り引いて助成額を算出するものとする。

$$\text{助成額} = A \times 10 / L \times \text{助成単価}$$

別記様式第1号

農業基盤整備計画（事業達成状況報告）

地区名		事業実施主体	関係都道府県・市町村名			6法指定地域等			
		〇〇〇〇 指導事業（〇〇〇〇）							
農業競争力強化に向けた取組方針		担い手への農地集積率の向上や高収益作物の導入・生産拡大、担い手の育成・確保、水管理の合理化・省力化、維持管理費の低減などの農業競争力強化に向けた取組方針を記載							
事業実施期間		令和〇〇年度～令和〇〇年度							
基盤整備の概要		受益面積：水田〇〇〇ha、畑〇〇〇ha、樹園地〇〇〇ha 総事業費：〇〇〇百万円 受益者数：〇者							
基盤整備の計画									
区分	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)			年度計画			
						RO	RO	RO	RO以降
定率助成	農業用排水施設	用水路 L=〇〇km							
	暗渠排水	A=〇〇ha							
	土層改良	客土 A=〇〇ha							
	区画整理	A=〇〇ha							
	農作業道	舗装 L=〇〇km							
	農用地の保全	土留工 L=〇〇km							
	調査・調整	調査・調整活動 1式							
	指導	〇〇〇〇							
			小計						
定額助成	事業種類	事業の概要	総事業費 (百万円)	うち定額助成額 (百万円)	農業者施工の内容				
	田の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇m） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	田の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無） 畦畔除去のみの場合 L=〇〇〇m							
	畑の区画拡大（水路の変更を伴う）	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a） 現場条件（高低差〇cm） 表土扱い（有又は無）							
	暗渠	A=〇〇〇a （うち集約化〇〇〇a）							

排水	施工方法の選定理由 現場条件や施工機械の都合等による選定理由を記載 実施設計(外注) (有又は無) 地下かんがい (有又は無) 管径〇〇mm							
湧水	L=〇〇〇m (うち集約化〇〇〇m) 表土扱い (有又は無) 管径〇〇mm							
末端畑地かんがい施設(樹園地以外)	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
末端畑地かんがい施設(樹園地)	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a) ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
末端畑地かんがい施設(給水栓設置のみ)	〇〇箇所 ほ場外からの接続管施工 (有又は無)							
客土	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a)							
除礫	A=〇〇〇a (うち集約化〇〇〇a)							
小計								
合計								
農地防災事業の実施	〇〇〇事業							A, B
定率助成の費用負担の方								
定額助成の費用負担の方(事業達成状況報告時のみ記載)	・総事業費〇〇円(うち定額助成額〇〇円) 【総事業費(①+②+③)の内訳】 ①事業実施主体の支出額〇〇円 ②農業者の支出額〇〇円 ③農業者施工等(無償分)の金額換算〇〇円							
予定管理者・管理方法								
その他必要な事								

- 注：1) 定額助成の事業の場合、定額助成の実施計画、施工位置及び受益面積(施工対象の耕地面積)を記した図面を添付する。また、その実施結果の報告には、実施前・施工状況・完了後の写真を添付する。
- 2) 農業基盤整備計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所にて二重線を付し変更後の内容を追記する。
- 3) 年度計画の上段には事業量を、下段には事業費を記入する。
- 4) 農地防災事業を行う際には「農地防災事業の実施」にその地区の関連事業を記入の上、次に示す区分に応じA又はBを記入する。
 A：防災A型(湛水防除、地盤沈下、防災ダム等) B：防災B型(ため池等整備等)
- 5) 第9の3の(1)イの適用を受ける場合、集約化計画を添付する。
- 6) 定額助成の事業のうち、客土及び除礫を行う際には、土層改良計画を添付する。
- 7) 指導事業を行う際には、「事業実施主体」の欄に指導事業の事業実施主体を記入する。また、「事業の概要」の欄に指導事業の実施内容について記入する。
- 8) 定額助成の事業のうち、田の区画拡大又は畑の区画拡大を行う際には、「事業の概要」の欄に現場条件について記入する。
- 9) 定額助成の事業のうち、暗渠排水を行う際には、「事業の概要」の欄に施工方法及び施工方法の選定理由等について記入する。施工方法の選定に当たっては、農業者の保有機械の状況や経済性等を踏まえて、できるだけ事業費の低減につながる工法とすること。
- 10) 定額助成の事業を実施する場合は、事業採択申請時に、「うち定額助成額」の欄及び「農業者施工の内容」の欄にそれぞれ必要事項を記入する。
- 11) 事業達成状況報告時には、「定額助成の費用負担の方法」の欄に総事業費、定額助成額、事業実施主体の支出額、農業者の支出額及び農業者施工等(無償分)を金額換算した金額について記入する。

【定額助成の事業達成状況の報告に係る添付写真】

現地写真（代表的な同一箇所）

<実施前>

<施工状況>

<完了後>

注：客土及び除礫を実施する場合には、実施前、施工状況、完了後の写真を添付すること。

【定額助成の実施計画（事業達成状況報告）】

事業種類	定額助成単価		受益面積 又は施工延長		定額助成額 (百万円)		
	基本 A	集約化 加算 B	基本 C	集約化 加算 D	基本 E = A × C	集約化 加算 F = B × D	合計 G = E + F
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 超	12 万 5 千円 /10a ()	15 万円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	10 万 5 千円 /10a ()	12 万 5 千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	5 万 5 千円 /10a ()	6 万 5 千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 畦畔除去のみ	3 万円 /100m ()	3 万 5 千円 /100m ()	000m	000m			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 超	25 万円 /10a ()	30 万円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23 万円 /10a ()	27 万 5 千円 /10a ()	000a	000a			
田の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	17 万 5 千円 /10a ()	21 万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 超	12 万 5 千円 /10a ()	15 万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	10 万 5 千円 /10a ()	12 万 5 千円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わない) 畦畔除去のみ	5 万 5 千円 /10a () 3 万円 /100m ()	6 万 5 千円 /10a () 3 万 5 千円 /100m ()	000a 000m	000a 000m			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 超	25 万円 /10a ()	30 万円 /10a ()	000a	000a			
畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 以下 表土扱い有り	23 万円 /10a ()	27 万 5 千円 /10a ()	000a	000a			

畑の区画拡大 (水路の変更を伴う) 高低差 10cm 以下 表土扱い無し	17 万 5 千円 /10a ()	21 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い有り	15 万円 /10a ()	18 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 バックホウ工法 表土扱い無し	14 万 5 千円 /10a ()	17 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 トレンチ工法	10 万円 /10a ()	12 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
暗渠排水 掘削同時埋設工法	7 万 5 千円 /10a ()	9 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
湧水処理 表土扱い有り	15 万円 /100m ()	18 万円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
湧水処理 表土扱い無し	14 万円 /100m ()	16 万 5 千円 /100m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
末端畑地かんがい施設 (樹園地以外)	15 万 5 千円 /10a ()	18 万 5 千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施設 (樹園地)	24 万 5 千円 /10a ()	29 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
末端畑地かんがい施設 (給水栓設置のみ)	1 万 5 千円 /1 箇所 ()	1 万 5 千円 /1 箇所 ()	〇〇箇所	〇〇箇所			
末端畑地かんがい施設 (ほ場外からの接続管 施工)	5 万円 /10m ()	5 万円 /10m ()	〇〇〇m	〇〇〇m			
客土	11 万 5 千円 /10a ()	13 万 5 千円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
除礫	20 万円 /10a ()	24 万円 /10a ()	〇〇〇a	〇〇〇a			
合計							

注:1) 第9の3の(1)イを適用する場合には、中心経営体に集約化する農用地を確認するため、人・農地プランを添付すること。

2) 別表2の※3、※4、※5又は※6を適用する場合には、定額助成単価の下段の括弧内に加算後又は減算後の助成単価を記載すること。

3) 定額助成の実施計画の変更及び実施結果の報告は、変更箇所に二重線を付し変更後の内容を追記する。

【土層改良計画（事業達成状況報告）】

(1) 客 土

耕 土 深		面積	総客土量	搬出元	備考
現況	計画				
(cm)	(cm)	(ha)	(m ³)		

(2) 除 礫

30mm 以上の礫含有率		除礫 施工深	面積	総除礫量	(計画) 耕土深	使用機械	処理方法	備考
現況	計画							
(%)	(%)	(cm)	(ha)	(m ³)	(cm)			

注:1) 現況耕土深及び礫含有率の確認に当たっては、土地改良事業計画設計基準・計画・土層改良等を参考として適正に実施するとともに、写真等を整理し添付すること。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

事業採択申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第7に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

事業採択通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった農業基盤整備計画について採択したので通知する。ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

別記様式第4号

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地方農政局長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

事業変更申請書

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第7の1に基づき、農業基盤整備計画を添付して申請する。

(別紙)

地区名	事業概要

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

事業変更通知書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあった変更計画について承認したので通知する。
ただし、農業競争力強化農地整備事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知）第8のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

地区名	事業概要

事業達成状況報告書

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

別紙の地区について、農業基盤整備促進事業を完了したので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5の第8に基づき、事業達成状況報告書を添付して報告する。

(別紙)

地 区 名	事 業 概 要

交付決定前着手届

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知）別紙5第10の6に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと

別紙6（スマート田んぼダム実証事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の6に掲げるスマート田んぼダム実証事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 定義

スマート田んぼダム実証事業（この別紙において「本事業」という。）に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 1 豪雨 一時間降水量 20mm 又は日降水量 80mm 以上の降雨をいう。
- 2 スマート田んぼダム 水位センサーが備わる自動給排水システムを用いて効率的な水管理を行うとともに、排水施設の管理・運営状況と連携しながら遠隔操作による豪雨前の落水、豪雨中の貯留による河川への流出抑制、豪雨小康状態時の排水等を行い水田の貯留機能をより発揮する取組をいう
- 3 従来田んぼダム 落水量調整装置（流出量抑制を目的として簡易な加工を施した排水口の堰板をいう。以下同じ。）を設置し、水田の貯留機能を人為的に向上させる取組をいう。
- 4 実証ほ場 自動給排水システムが整備され、スマート田んぼダムに取り組むほ場をいう。
- 5 従来田んぼダム 落水量調整装置が設置され、従来田んぼダムを実施するほ場をいう。
- 6 対照ほ場 実証ほ場及び従来田んぼダムほ場以外の水稻作付について近隣地域と同様の水管理が行われるほ場をいう。

第3 事業の内容

本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 スマート田んぼダムの効果及び課題に関する調査
実証ほ場、従来田んぼダムほ場、対照ほ場（以下、「実証ほ場等」という。）となるほ場において別表の区分の欄の1の事業及び当該1の事業の実施に向け必要に応じて一体的に別表の区分の欄の2の事業を実施するもの
- 2 スマート田んぼダムの実施に対する指導・助言、横展開を図る手法の検討
別表の区分の欄の3の事業を実施するもの

第4 事業実施主体

本事業の実施主体は、第3の1の事業については都道府県、市町村又は土地改良区とし、第3の2の事業については農林水産省農村振興局長（以下、「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下、「公募団体」という。）とする。

第5 採択要件

本事業の要件は、次に掲げるとおりとする。

- 1 第3の1の事業については、以下の要件を全て満たすこと
 - (1) 実証ほ場等が、過去に国費が投じられた区画整理を伴う基盤整備事業の受益地であり、区画が整形され連坦化した一定程度まとまった農地であること
 - (2) 実証ほ場等を含む地域は、過去の統計資料等から、1年間に複数回の豪雨が発生することが見込まれること
 - (3) 実証ほ場等からの排水量を、実証ほ場等以外の農地からの排水を含まずに測定することがおおむね可能であること
 - (4) 実証ほ場等がそれぞれ近隣に位置していること
 - (5) 豪雨時に事業実施主体又は事業実施主体が委託した組織が実証ほ場の自動給排水システムを操作するための体制が整備されることが確実と見込まれること
 - (6) 実証ほ場等の下流域域に住宅、公共施設等の重要施設が存在し、かつ、実証ほ場等が豪雨時に湛水被害を受けるおそれが小さい地域に位置していること
 - (7) 実証ほ場に既に設置されている施設等を有効利用し、可能な限り事業費の低減に努めること
 - (8) 実証ほ場等が、流域治水プロジェクトが策定及び公表された、又は策定及び公表される見込みである水系に位置していること
- 2 第3の2の事業については、公募団体が農地の雨水貯留及び河川への雨水流出に関する技術的知見を有し、又は技術的知見を有する専門機関の協力を得て、第3の1の事業実施主体に対する指導・助言、調査結果の分析・検証等に必要な体制を確保できること

第6 事業の申請等

- 1 第3の1の事業を実施しようとする者は、次に掲げるとおり事業採択の申請を行うものとする。なお、事業採択申請書の様式は別記様式第1号、スマート田んぼダム実証事業計画概要書の様式は別記様式第2号とする。
 - (1) 都道府県知事が事業実施主体となる場合
都道府県知事は、令和3年2月末日までに、事業採択申請書及びスマート田んぼダム実証事業計画概要書（以下、「事業採択申請書等」という。）を地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長。以下同じ。）に提出するものとする。
 - (2) 市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合
市町村長又は土地改良区理事長（以下、「市町村長等」という。）は、都道府県が指定する期日までに、事業採択申請書等を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、令和3年2月末日までに地方農政局長等に提出するものとする。
- 2 第3の2の事業を実施しようとする者は、第4の公募要領の定めるところにより応募し、審査の結果、事業実施主体の候補者として認められた場合には、その決定通知を受けた後速やかに、別記様式第3号により事業採択申請書を農村振興局長に提出するものとする。
- 3 本事業の実施期間は、令和3年度までとする。
- 4 地方農政局長等は、1により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内に

において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、別記様式第4号により都道府県知事（農村振興局長にあつては、北海道開発局長を経由して北海道知事）に事業採択通知書を交付するものとする。

5 都道府県知事は、前項の事業採択通知書の交付を受けたときは、速やかに1の(2)による申請を行った市町村長等にその旨を通知するものとする。

6 都道府県知事は、4により採択された事業に係る事業採択申請書等について、以下に掲げる重要な変更が生じた場合には、1及び4の手続きに準じて、変更申請を行うものとする。この場合において、1の「令和3年2月末日までに」とあるのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。

(1) 総事業費の20パーセント以上の変動

(2) 実証ほ場等の5パーセント以上かつ5ヘクタール以上の変動

7 前項により変更申請を行う場合には、事業変更申請書は別記様式第5号により、事業変更通知書は別記様式第6号により、それぞれ作成するものとする。

8 農村振興局長は、2の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、別記様式第7号により当該申請者に事業採択通知書を交付するものとする。

第7 事業達成状況の報告

1 第3の1の事業の実施主体は、事業の達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。なお、達成状況の報告は、令和4年3月末日までに別記様式第8号により行うものとする。

2 第3の2の事業の実施主体は、事業の達成状況を農村振興局長に報告するものとする。なお、達成状況の報告は、令和4年3月末日までに別記様式第9号により行うものとする。

第8 助成

本事業の助成は、次に掲げるとおりとする。

1 第3の1の事業の助成対象費用は以下のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は40,000千円/地区とする

(1) 純工事費

(2) 測量設計費

(3) 船舶及び機械器具費

(4) 用地費及び補償費

(5) 調査・調整費

2 第3の2の事業の助成対象費用は以下のとおりとし、単年度当たりの助成の限度額は40,000千円とする。

(1) 賃金

(2) 報償費

(3) 旅費

(4) 需用費

- (5) 役務費
- (6) 委託料
- (7) 使用料及び賃借料
- (8) 備品購入費
- (9) 給料、職員手当等又は技術員手当
- (10) 共済費
- (11) 補償費
- (12) 資材購入費
- (13) 機械賃料

第9 その他

事業の着手は、原則として、国からの補助金交付決定通知を受けて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、補助金交付決定の前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記様式第10号）をあらかじめ地方農政局長等に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付31農地第3966号農林水産事務次官依命通知）第3の規定による申請書の別紙第3の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

別表（事業内容）

区 分	事 業 種 類	事 業 内 容	備 考
1 スマート田んぼダム現地調査	(1) 調査・調整事業	豪雨時における実証ほ場の自動給排水システムの操作、実証ほ場等の降水量、流出量及び水稻収量の調査並びにそれに向けた関係農家、関係機関等との調整活動	
2 スマート田んぼダム整備事業	(1) 自動給排水システム等整備 (2) 簡易整備	実証ほ場となるほ場への自動給排水システム及び従来田んぼダムほ場となるほ場への落水量調整装置の設置 1の調査に必要な簡易な基盤整備	
3 スマート田んぼダム検証	(1) 指導・助言 (2) 整理・分析 (3) 田んぼダムの適地の整理・分析 (4) 横展開を図る手法の検討	1の調査を行う事業実施主体への技術的な指導・助言 1の調査結果に基づくスマート田んぼダム及び従来田んぼダムによる水田の貯留機能向上に関する効果についての整理・分析 地形や周辺の土地利用状況を踏まえたスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの効果が高い地域の条件についての整理・分析 1の調査地区へのスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの導入に係るアンケート調査並びに普及推進に向けた課題抽出 (1) から (3) までを踏まえたスマート田んぼダム及び従来田んぼダムの横展開を図る手法の検討並びに手引きの作成・公表	

(別記様式第 1 号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業採択申請書

スマート田んぼダム実証事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号）の別紙 6 の第 6 の 1 に基づき、スマート田んぼダム実証事業計画概要書を添付して申請する。

記

事業概要	都道府県名	市町村名	地区名	事業費 千円

(別記様式第2号)

スマート田んぼダム実証事業計画概要書

都道府県		市町村		
地区名		事業費	千円	
1. 計画の概要				
・計画の概要を記載				
2. 過去の基盤整備状況				
・過去の基盤整備事業の実施状況を記載				
3. 実施面積				
図面添付	A. スマート田んぼダム実施ほ場	ha		
	B. 従来田んぼダム実施ほ場	ha		
	C. 対照ほ場	ha		
	合計	ha		
4. 事業の内容				
事業種別		実施面積	事業費	備考
スマート田んぼダム現地調査	調査・調整事業	ha	千円	
スマート田んぼダム整備事業	自動給排水システム等整備	ha	千円	
	簡易整備	ha	千円	
合計			千円	
5. 過去の豪雨発生状況				

※ 計画の概要は、第5の1の(5)～(8)を踏まえつつ記載する。

※ 過去の基盤整備状況には、直近に完了した区画整理を伴う基盤整備事業の工期と受益面積、1筆区画の大きさ等を記載する。

※ 図面添付の欄には、第5の1の(1)、(3)及び(4)が確認できる図面を貼付する。(別添でも可)

※ 過去の豪雨発生状況の欄には、第5の1の(2)が確認できるように、地区内又は地区近傍において近年発生した豪雨について、その頻度や概要を記載する。

(別記様式第3号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

申請者名

スマート田んぼダム実証事業採択申請書

スマート田んぼダム実証事業を実施したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の2に基づき、申請する。

記

事業概要	事業費	備 考
	千円	

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

スマート田んぼダム実証事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつたことについて、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の4に基づき、下記のとおり採択したので通知する。

記

地区名	都道府県名	市町村名	事業概要	事業費 千円

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業変更申請書

別紙の地区について、スマート田んぼダム実証事業を変更したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の6に基づき、スマート田んぼダム実証事業計画概要書を添付して申請する。

(別紙)

都道府県名	市町村名	地区名	事業概要

(別記様式第6号)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省〇〇農政局長

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

スマート田んぼダム実証事業変更通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあつた別紙の地区の変更計画について承認したので通知する。なお、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の4のとおり、事業費への助成については予算の範囲内で行うものとする。

(別紙)

都道府県名	市町村名	地区名	事業概要

(別記様式第7号)

番 号
年 月 日

〇〇〇 殿

農林水産省農村振興局長

スマート田んぼダム実証事業採択通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で申請のあったことについて、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第6の8に基づき、下記のとおり採択したので通知する。

記

事業概要	事業費	備 考
	千円	

(別記様式第8号)

番 号
年 月 日

農林水産省〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては、農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事名

スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第7の1に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。

記

都道府県		市町村	
地区名		事業費	千円
〇 スマート田んぼダム実証の実施結果			
第1回実施結果			
実施期間	〇月〇日～〇月〇日	時間最大雨量	〇〇 mm/h
		日最大雨量	〇〇 mm/日
種 別	ピーク流出量	ピーク観測日時	備 考
A. スマート田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
B. 従来田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
C. 通常営農のほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
第2回実施結果			
実施期間	〇月〇日～〇月〇日	時間最大雨量	〇〇 mm/h
		日最大雨量	〇〇 mm/日
種 別	ピーク流出量	ピーク観測日時	備 考
A. スマート田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
B. 従来田んぼダムほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
C. 通常営農のほ場	〇〇mm ³ / ha	〇/〇 00:00	
第3回実施結果・・・			

※ スマート田んぼダム実証の実施結果については、実証ほ場等で計測を行った全ての豪雨について実施結果を記載すること。なお、別表での提出も可とする。

※ 各スマート田んぼダム実証の実施結果ごとに、降水量、A. スマート田んぼダムほ場、B. 従来田んぼダムほ場、C. 通常営農のほ場からの流出量の関係を時系列でとりまとめた図表及びスマート田んぼダムにおける自動給排水システムの操作履歴を添付すること。

(別記様式第9号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

〇〇〇

スマート田んぼダム実証事業達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号）の別紙6の第7の2に基づき、下記のとおり事業達成状況について報告する。

記

〇〇年度 実施成果

※ 成果内容について記載し、別途作成した成果品がある場合は添付すること。

(別記様式第 10 号)

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長
地 方 農 政 局 長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

交付決定前着手届

〇〇（交付決定前着手が必要な理由）のため、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号）の別紙 6 の第 9 に基づき、実施計画について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定前に着手したいので提出する。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、事業の変更は行わないこと。